

○北海道警察職員人事評価実施規程

北海道警察本部訓令第22号

平成28年4月1日

改正 平成29年3月17日警察本部訓令第9号、9月29日第24号、令和元年9月20日第18号、
2年3月30日第17号、5年3月14日第6号、6年3月15日第8号

北海道警察職員人事評価実施規程を次のように定める。

北海道警察職員人事評価実施規程

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 定期評価

第1節 通則（第6条－第8条）

第2節 能力評価の手續（第9条－第12条）

第3節 業績評価の手續（第13条－第15条）

第3章 特別評価（第16条－第19条）

第4章 人事評価の記録（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第2項の規定に基づき、北海道警察の職員（以下単に「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他職員の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（人事評価の実施権者）

第3条 人事評価は、北海道警察本部警務部長（以下「警務部長」という。）が実施するものとする。

（人事評価の実施の除外）

第4条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官
- (2) 臨時的に任用された職員

（人事評価の方法）

第5条 人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。

2 法第22条第1項の条件付採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う人事評価は、前項の規定にかかわらず、能力評価のみによるものとする。

3 能力評価は、当該能力評価に係る評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、標準職務遂行能力の類型を示す項目（以下「評価項目」という。）ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

4 業績評価は、当該業績評価に係る評価期間において職員が果たすべき役割について、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で（会計年度任用職員にあっては、従事させた職務の内容から）、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

第2章 定期評価

第1節 通則

(定期評価の実施)

第6条 前条第1項の規定による人事評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間（会計年度任用職員にあつては、任用期間）を単位とし、毎年実施するものとする。

2 前項の規定により実施する人事評価は、定期評価という。

3 定期評価における能力評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間（会計年度任用職員にあつては、任用期間）を評価期間とし、次条、第8条及び次節の規定により行うものとする。

4 定期評価における業績評価は、10月1日から翌年3月31日までの期間及び4月1日から9月30日までの期間（会計年度任用職員にあつては、4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）をそれぞれ評価期間とし、それぞれについて次条、第8条及び第3節の規定により行うものとする。

(定期評価における評語の付与等)

第7条 定期評価における能力評価に当たっては評価項目ごとに、定期評価における業績評価に当たっては第5条第4項に規定する役割（目標を定めることにより示されたものに限る。）ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号（以下この章において「全体評語」という。）を付すものとする。ただし、会計年度任用職員に係る業績評価に当たっては、従事した職務の内容について個別評語を付し、当該業績評価の結果を総括的に表示する記号を全体評語として付すものとする。

2 個別評語及び全体評語は、それぞれ5段階（会計年度任用職員にあつては3段階）とする。

3 個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあつては第5条第3項の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第4項の役割を果たした程度が、それぞれ通常のもの認めるときは、前項に定める段階のうち中位の段階を付すものとする。

4 定期評価における能力評価及び業績評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するものとする。

(定期評価における評価者等の指定)

第8条 警務部長は、定期評価における能力評価及び業績評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）の監督者の中から次節及び第3節（第10条第2項及び第3項並びに第11条（第15条において準用する場合を含む。）を除く。）に定める手続を行う者を評価者として指定するものとする。

2 警務部長は、評価者の監督者の中から第10条第2項（第15条において準用する場合を含む。）に定める手続を行う者を調整者として指定するものとする。ただし、警務部長が評価者である場合その他合理的な理由がある場合には、調整者を指定しないことができる。

3 前2項の規定による指定は、別表第1の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるものを基準としてするものとする。

4 会計年度任用職員に係る第1項及び第2項の規定による指定は、別表第1左欄に掲げる被評価者の巡查・係員級の区分を適用するものとする。

第2節 能力評価の手続

(被評価者による自己申告)

第9条 評価者は、定期評価における能力評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者（会計年度任用職員を除く。以下この条、第13条及び第14条において同じ。）に対し、あらかじめ、当該能力評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第10条 評価者は、被評価者について、個別評語及び評価者としての全体評語を付すことによ

り評価（次項及び第3項に規定する再評価を含む。）を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 警務部長は、調整者による調整（第8条第2項ただし書の規定により調整者を指定しない場合においては、評価者による評価）について審査を行い、適当でないと認める場合には調整者に再調整を（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合においては、評価者に再評価を）行わせた上で、定期評価における能力評価が適当である旨の確認を行うものとする。

（評価結果の開示）

第11条 警務部長は、前条第3項の確認を行った後に、定期評価における能力評価において付した全体評語が第7条第2項に定める段階の中位より下のものである被評価者には、当該全体評語を開示するものとする。

（評価者による指導及び助言）

第12条 評価者は、前条の開示（当該開示が行われない場合においては、第10条第3項の確認）が行われた後に、被評価者と面談を行い、定期評価における能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

2 評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難しい場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。

第3節 業績評価の手續

（果たすべき役割の確定）

第13条 評価者は、定期評価における業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の面談について準用する。

（被評価者による自己申告）

第14条 評価者は、定期評価における業績評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該業績評価に係る評価期間において当該被評価者の挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

（能力評価の手續に関する規定の準用）

第15条 第10条から第12条までの規定は、定期評価における業績評価の手續について準用する。

第3章 特別評価

（特別評価の実施）

第16条 第5条第2項の規定による人事評価は、条件付採用期間中の職員に対して実施するものとする。

2 前項の規定により実施する人事評価は、特別評価という。

3 特別評価は、条件付採用期間を評価期間とし、次条から第19条までの規定により行うものとする。

（特別評価における評語の付与等）

第17条 特別評価に当たっては、能力評価の結果を総括的に表示する記号（以下この章において「全体評語」という。）を付すものとする。

2 全体評語は、2段階とする。

3 全体評語を付す場合において、第5条第3項の発揮した能力の程度が同条第2項に規定する判断の対象となる職に求められる能力の発揮の程度に達していると認めるときは、前項に定める段階のうち上位の段階を付すものとする。

4 特別評価に当たっては、全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するものとする。

(特別評価における評価者等の指定)

第18条 警務部長は、特別評価の実施に当たり、当該条件付採用期間中の職員について、第8条第1項及び第2項の規定により定期評価の評価者及び調整者として指定した者を、それぞれ特別評価の評価者及び調整者として指定するものとする。

(定期評価の手続に関する規定の準用)

第19条 第10条(個別評語に係る部分を除く。)の規定は、特別評価の手続について準用する。

第4章 人事評価の記録

(記録書の作成等)

第20条 人事評価の記録は、職員ごとに、人事評価記録書(以下「記録書」という。)として作成しなければならない。

2 記録書の様式は、別に定める。

3 記録書の保管責任者は、別表第2の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(記録書の保存等)

第21条 記録書の保存期間及び異動時の取扱いについては、北海道警察職員人事記録取扱規程(昭和57年北海道警察本部訓令第12号)第2条第2号に掲げる身上申告書の保存期間及び異動時の取扱いの例による。

2 記録書は、公開しない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(定期評価に関する経過措置)

2 法第3章第3節の規定により最初に実施される人事評価における定期評価における能力評価の評価期間は、第6条第3項の規定にかかわらず、人事評価を最初に開始する日(以下「開始日」という。)が平成28年9月30日までの間にある場合においては開始日から平成28年9月30日まで、開始日が平成28年10月1日以降にある場合においては開始日から平成29年9月30日までとする。

3 法第3章第3節の規定により最初に実施される人事評価における定期評価における業績評価の評価期間は、第6条第4項の規定にかかわらず、開始日が平成28年9月30日までの間にある場合においては開始日から平成28年9月30日まで、開始日が平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間にある場合においては開始日から平成29年3月31日まで、開始日が平成29年4月1日以降にある場合においては開始日から平成29年9月30日までとする。

(特別評価に関する経過措置)

4 開始日前に条件付採用期間が開始された職員に対しては、その条件付採用期間のうち開始日前の期間を第16条第3項に定める評価期間とみなして、特別評価を実施することができる。

附 則(平成29年警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和元年警察本部訓令第18号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年警察本部訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年警察本部訓令第8号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

評価者及び調整者の指定基準

被 評 価 者		評 価 者		調 整 者
警察本部	警 視 ・ 調 査 官 級	所 属 長 級	所 属 部 長	所 属 部 長
		所 属 長 級 以 外	所 属 長	
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	次 席 又 は 附 置 機 関 の 長	所 属 長	
	警 部 補 ・ 係 長 級	課 長 補 佐、主 監、科 長、班 長 又 は 中 隊 長		
	巡 査 部 長 ・ 主 任 級			
	巡 査 ・ 係 員 級			
警察学校	警 視 ・ 調 査 官 級	所 属 長 級	警 察 学 校 長	警 察 学 校 長
		所 属 長 級 以 外	所 属 部 長	
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	課 長 又 は 次 長	所 属 部 長	
	警 部 補 ・ 係 長 級	次 席 又 は 科 長		
	巡 査 部 長 ・ 主 任 級			
	巡 査 ・ 係 員 級			
方面本部	警 視 ・ 調 査 官 級	所 属 長 級	方 面 本 部 長	方 面 本 部 長
		所 属 長 級 以 外	所 属 長	
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	次 席	所 属 長	所 属 長
		次 席 以 外	次 席 又 は 附 置 機 関 の 長	
	警 部 補 ・ 係 長 級	課 長 補 佐、主 監、副 室 長 又 は 中 隊 長	所 属 長	
	巡 査 部 長 ・ 主 任 級			
巡 査 ・ 係 員 級				
警察署	警 視 ・ 調 査 官 級	警 察 署 長	警 務 部 長 又 は 方 面 本 部 長	警 務 部 長 又 は 方 面 本 部 長
		警 察 署 長 以 外	警 察 署 長	
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	副 署 長	警 察 署 長	警 察 署 長
		副 署 長 以 外	副 署 長 又 は 分 庁 舎 所 長	
	警 部 補 ・ 係 長 級	分 庁 舎 副 所 長 若 し く は 課 長 (こ れ ら の 者 が い な い 場 合 は、分 庁 舎 所 長 又 は 副 署 長)、 主 監、班 長 又 は 警 視 若 し く は 警 部 の 階 級 に あ る 交 番 所 長	警 察 署 長	
	巡 査 部 長 ・ 主 任 級	分 庁 舎 副 所 長 若 し く は 課 長 (こ れ ら の 者 が い な い 場 合 は、分 庁 舎 所 長 又 は 係 長)、 主 監、班 長 又 は 警 視 若 し く は 警 部 の 階 級 に あ る 交 番 所 長		
	巡 査 ・ 係 員 級	分 庁 舎 副 所 長 若 し く は 課 長 (こ れ ら の 者 が い な い 場 合 は、分 庁 舎 所 長 又 は 係 長)、 主 監、班 長 又 は 警 視 若 し く は 警 部 の 階 級 に あ る 交 番 所 長		

注1 警視・調査官級のうち、「所属長級」とは、所属長のほか、管理職手当に関する規則（昭和42年北海道人事委員会規則7-267）第2条に規定する管理職手当の支給区分が2種以上の職にある者をいう。

2 所属の実情に応じ、評価者として指定されるべき者の職に相当する職以上の職にある者を評価者として指定することができる。

3 「附置機関」とは、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第2章第3節及び第51条に規定する附置機関をいう。

4 「次席」及び「課長補佐」には、これらに相当する職にある者を含む。

5 「交番所長」には、警備派出所長及び駐在所長を含む。

別表第2（第20条関係）

人事評価記録書の保管責任者

被 評 価 者			保 管 責 任 者		
			正 本	副 本	
				副 1	副 2
警察本部	警 視 ・ 調 査 官 級	所 属 長 級	警 務 部 長	警察本部警務課長	所 属 部 長
		所 属 長 級 以 外			所 属 長
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	警察本部警務課長	警 務 部 理 事 官		
	警 部 補 ・ 係 長 級				
	巡 査 部 長 ・ 主 任 級				
巡 査 ・ 係 員 級					
警察学校	警 視 ・ 調 査 官 級	所 属 長 級	警 務 部 長	警察本部警務課長	警 察 学 校 長
		所 属 長 級 以 外			所 属 部 長 又 は 課 長
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	警察本部警務課長	警 務 部 理 事 官		
	警 部 補 ・ 係 長 級				
	巡 査 部 長 ・ 主 任 級				
巡 査 ・ 係 員 級					
方面本部	警 視 ・ 調 査 官 級	所 属 長 級	警 務 部 長	方面本部長	方 面 本 部 長
		所 属 長 級 以 外			所 属 長
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	次 席	警察本部警務課長	方面本部の警務課長	
		次 席 以 外			
	警 部 補 ・ 係 長 級				
巡 査 部 長 ・ 主 任 級					
巡 査 ・ 係 員 級					
警察署	警 視 ・ 調 査 官 級	警 察 署 長	警 務 部 長	警察本部警務課長 又は方面本部長	警 務 部 長 又 は 方 面 本 部 長
		警 察 署 長 以 外			警 察 署 長
	警 部 ・ 課 長 補 佐 級	副 署 長	警察本部警務課長	警 務 部 理 事 官 又 は 方 面 本 部 の 警 務 課 長	
		副 署 長 以 外			
	警 部 補 ・ 係 長 級				
巡 査 部 長 ・ 主 任 級					
巡 査 ・ 係 員 級					

注 警視・調査官級のうち、「所属長級」とは、所属長のほか、管理職手当に関する規則（昭和42年北海道人事委員会規則7-267）第2条に規定する管理職手当の支給区分が2種以上の職にある者をいう。